

平成 22 年 1 月 29 日

日産連「オフセット印刷サービス」グリーン基準の一部改定について

日産連「オフセット印刷サービス」グリーン基準の「購入資材・用紙」の基準の一部を下記のとおり改定する。

記

1. 改定の内容

【現行】

[グリーン原則]

塗工量を考慮している

[グリーン基準]

< 水準 - 1 >

・塗工量 12 g / m²以下 (片面では最大 8 g / m²以下)

< 水準 - 2 >

・塗工量 30 g / m²以下 (片面では最大 17 g / m²以下)

【改定】

[グリーン原則]

塗工量を考慮している

[グリーン基準]

・塗工量 30 g / m²以下 (片面では最大 17 g / m²以下)

* 水準 - 1 の基準を削除の上、水準区分を設けないこととします。

2. 実施日 平成 22 年 2 月 1 日から実施する。

3. 理由

現状のグリーン購入法、エコマーク商品認定基準とも、塗工量については 30 g / m²以下 (片面では最大 17 g / m²以下) の基準のみであり、また塗工量 12 g / m²以下 (片面では最大 8 g / m²以下) のものは微塗工紙に限られることから、塗工紙を使用する印刷製品の用途、特性を考慮し、本基準を改定する。

以上